

## 1. 原爆症認定について

### (1) 原爆症認定審査について

#### ア 原爆症認定の状況について

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、平成20年4月以降、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」に基づき審査を行い、現在までに約17,700件を超える審査を行っている。

このうち認定件数は、約8,800件を超えており、認定件数の増加に伴い、医療特別手当支給件数が増加することから、平成24年度予算(案)で必要な額を確保したので、各都道府県、広島市、長崎市(以下「都道府県市」という。)におかれても必要な予算措置をよろしくお願いしたい。

また、認定となって、都道府県市において遡及して手当を支給するような場合があるが、既に支給された健康管理手当との調整等により、適切な支給をお願いしたい。

#### イ 原爆症認定申請の進達について

厚生労働省では、引き続き迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じていただく申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等、医学的な書類がそろっていない事例もあり、追加で提出をお願いすることにより審査に時間を要している場合もみられることから、申請書の進達に当たっては、必要とされている書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、平成20年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を发出しているので、これらに留意願いたい。

#### ウ 指定医療機関の指定について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働大臣が指定する指定医療機関が担当することとしているが、原爆症認定者数の増加に伴い、新たな指定医療機関の指定が必要な事例が増大している。

各都道府県におかれては、被爆者の要望や利便性にも配慮し、必要に応じて医療機関に対して指定申請を呼びかける等、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、指定医療機関の指定事務は各地方厚生局が担当している。

## (2) 原爆症認定制度の在り方の検討について

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則に、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣より原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明された。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、厚生労働大臣の主催により、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催している（平成22年12月から現在までに8回開催）。

### (参 考)

「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」について

- ・平成21年8月6日、集団訴訟の早期解決と原告の早期救済を図るため、総理と被爆者団体との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が署名された。
- ・平成21年12月1日、確認書の内容を踏まえ、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が、議員立法により全会一致で成立した。

## 2. 「原爆体験者等健康意識調査報告書」に関する検討について

広島に投下された原子爆弾に伴う黒い雨については、広島市を中心として被爆地域周辺の住民を対象とした実態調査等が実施され、これらの報告を踏まえ、国に対して被爆地域拡大の要望がされている。

被爆地域の指定にあたっては、科学的・合理的な根拠が必要であることから、「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会において、要望を受けた地域における原爆放射線による健康影響について科学的な検証を行っている。

## 3. 在外被爆者の方々に対する支援について

在外被爆者の方々に対する援護は、平成14年度に被爆者健康手帳交付のための渡日支援等の事業を開始し、平成16年度に居住国での医療費を助成する保健医療助成事業を創設した。

また、国外からの申請手続については、平成17年度に健康管理手当等の申請、平成20年度に被爆者健康手帳の申請、さらに平成22年4月からは原爆症認定及び健康診断受診者証の申請を可能とするなど支援の充実に努めている。

在外被爆者の方々が高齢化していることに鑑み、都道府県市におかれては、なお一層の円滑な事務処理をお願いする。

なお、在外被爆者の方々が居住国でかかった医療費に対して助成を行う保健医療助成事業については、平成24年度予算（案）において上限額を以下のとおり見直すこととしている。

（参 考）

保健医療助成費上限額の見直し

- ・ 171,000円 → 176,000円（通常）
- ・ 183,000円 → 187,000円（4日以上入院）

### （1）在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されたことを受けて、検討した結果、平成22年4月から国外からの原爆症認定申請を可能としたところである。

申請にあたっては、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

### （2）未払い手当について

平成19年2月の最高裁判決を受け、時効を理由に未払いとなっていた平成9年11月分以前の健康管理手当等の支払いを平成19年4月より開始しているが、手当証書等の書類が文書保存期間を経過し廃棄されているなどの理由により確認できない場合には、その他の関係書類により可能な限り当時の手当認定の事実を推認することにより、未払手当の支給を行うこととしている。都道府県市におかれては、該当する案件がある場合には、個別に照会願いたい。

### （3）402号通達に係る在外被爆者の方々への賠償について

402号通達に関しては、約2,170名の在外被爆者又はその遺族の方々が、大阪、広島及び長崎の各地方裁判所に提訴している。

これに対しては、平成19年11月の三菱徴用工最高裁判決で示された要件と同様の状況にあることが確認できた方については、和解により賠償金を支払うこととし、各地方裁判所において和解に向けた手続を行っている。

この和解に係る要件の確認に当たっては、被爆者健康手帳の交付等の事実確認につき、都道府県市の御協力が必要であり、各裁判所から調査囑託がなされているので、引き続き御協力をお願いしたい。

（参 考）

○在外被爆者の方々の国家賠償について

- ・平成19年11月の最高裁判決において、被爆者が出国した際に各種手

当の支給を停止する取扱いを規定する通達（いわゆる「402号通達」）の発出及び運用に関し、過失があったとして、100万円の国家賠償請求が認められた。

- ・同様の状況にある在外被爆者の方々に対する対応については、国家賠償にかかわるものであり、司法の場を通じて要件の確認をした上で、和解により賠償金を支払うことが適当であり、100万円の賠償金と10万円の弁護士費用を支払うこととしている。

#### 4. 各種手当について

##### (1) 各種手当額の改定について

平成24年度の各種手当については、平成23年度の消費者物価指数の下落（▲0.3%）に伴い、関係法令の改正により、平成24年4月から支給額を改定する予定である。

また、これまで年金と連動してスライド措置が採られてきたことによる物価スライド特例分について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げるための法案を通常国会に提出する予定である。（平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ）。

（参 考）

手当額（月額）の見直し

	（平成23年度）	（平成24年4月見込み）	（平成24年10月見込み）
医療特別手当	136,890円	→ 136,480円	→ 135,670円
特別手当	50,550円	→ 50,400円	→ 50,100円
原子爆弾小頭症手当	47,110円	→ 46,970円	→ 46,690円
健康管理手当	33,670円	→ 33,570円	→ 33,370円
保健手当	16,880円	→ 16,830円	→ 16,730円
	33,670円	→ 33,570円	→ 33,370円
介護手当 重度	104,530円	→ 104,530円	→ 104,530円
中度	69,680円	→ 69,680円	→ 69,680円
家族介護手当	21,500円	→ 21,420円	→ 21,300円

##### (2) 現況の把握等について

従前より在外被爆者について、各種手当を受給している場合には、現況の届出を毎年5月に提出していただき、現況を把握することとしているが、平成18年4月1日から、国内の被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出いただくこととしている。

国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続を遵守し、適切な支給をお願いしたい。

## 5. その他

### (1) 健康診断について

#### ア 実施時期について

被爆者及び被爆二世の健康診断については、適切に広報していただくとともに、受診者の利便性を図る観点から、年度の早い時期から実施するよう配慮願いたい。

#### イ 被爆者援護法に基づく健康診断と特定健康診査の実施について

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定健康診査が実施されているところであるが、被爆者健診の検査項目の一部が重複しており、受診者の負担の軽減を図るため、引き続き、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

## 6 公衆衛生関係行政事務指導監査について

### (1) 平成24年度の指導監査について

#### ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）並びに特定疾患治療研究事業に関する行政事務指導監査については、平成24年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

#### イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成24年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の事務指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によろしく願います。

#### ウ 指導監査の重点事項について

平成24年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

##### (ア) 原爆被爆者援護法関係

###### a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両縣市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

###### b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

- c 原爆症認定申請の事務処理状況  
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況  
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況  
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況  
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況  
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況  
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況  
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況  
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 特定疾患治療研究事業関係

- a 特定疾患対策協議会の運営状況  
(協議会規程等の整備・委員の構成状況、審査体制等の状況)
- b 特定疾患医療受給者証及び特定疾患登録者証の審査、交付状況  
(受給者証の有効期間の確認、生計中心者・自己負担限度額の審査状況)
- c 公費負担事務処理状況  
(連名簿による承認期間・受給者番号等の点検確認状況、診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)
- d 連名簿及び診療報酬明細書の写し等を活用した事業評価への取組状況  
(診療内容の調査・分析状況、調査・分析結果の情報提供等の状況)